

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年3月27日 |
| 【会社名】 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 |
| 【英訳名】 | THE WHY HOW DO COMPANY, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 亀田 信吾 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 【電話番号】 | 03-4405-5460（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 橋本 直樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 【電話番号】 | 03-4405-5460（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 橋本 直樹 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | <p>（第16回新株予約権証券） その他の者に対する割当 756,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,008,756,000円</p> <p>（第17回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,247,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 121,247,500円</p> <p>（第18回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,212,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 128,712,500円</p> <p>（第19回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,407,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 160,407,000円</p> <p>（注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。</p> |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 210,000個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 756,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき3.6円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.036円） |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年4月13日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 総務部 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 払込期日 | 2026年4月13日 |
| 割当日 | 2026年4月13日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋4-3-1 |

- (注) 1. 第16回新株予約権証券（以下「第16回新株予約権」といい、第17回新株予約権証券（以下「第17回新株予約権」といいます。）、第18回新株予約権証券（以下「第18回新株予約権」といいます。）及び第19回新株予約権証券（以下「第19回新株予約権」といいます。）と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行については、2026年3月27日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法について、本有価証券届出書による届出の効力発生後、当社は、払込期日までに割当予定先であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCA0」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC（以下「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCA0、MAP246及びBEMAPを個別に又は総称して、以下「割当予定先（LC）」といいます。）との間で本新株予約権の買取契約（以下、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、第16回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第16回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第16回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <p>1. 第16回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第16回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）21,000,000株（第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第16回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 2026年4月13日以降、下記（注）7第(1)号に定める第16回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。）。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は30円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 21,000,000株（本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数131,420,693株に対する割合は、15.98%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 第16回新株予約権の発行価額の総額756,000円に下限行使価額である30円で第16回新株予約権が全部行使された場合の630,000,000円を合算した金額。但し、第16回新株予約権は行使されない可能性がある。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。）</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <p>1. 第16回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,000,000株とする（第16回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」において「割当株式数」という。）は当社普通株式100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第16回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第16回新株予約権に係る新株予約権者（以下、第16回乃至第19回新株予約権に係る新株予約権者と個別に又は総称して「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第16回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第16回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、当初48円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正 2026年4月13日以降、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本欄第4項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。 但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第16回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」において調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ |

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合及び譲渡制限付株式報酬制度に基づき発行又は処分される場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合(但し、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役に対するストック・オプションの発行を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第16回新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

| | |
|--|---|
| | <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>1,008,756,000円</p> <p>(注) 全ての第16回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第16回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第16回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性がある。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p> | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第16回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第16回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第16回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第16回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| 新株予約権の行使期間 | 2026年4月14日から2027年4月13日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 振替機関が第16回新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄記載の組織再編行為をするために第16回新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに第16回新株予約権者に通知した場合における当該期間 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各第16回新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 該当事項なし。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。但し、本買取契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、第16回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付される。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第16回新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1) 新たに交付される新株予約権の数 本新株予約権者が有する第16回新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 (2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。 (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、本欄、下記（注）8及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項記載の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。 |

（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、第三者割当の方法による本新株予約権並びにTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社第2回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）の発行に係る資金調達方法（以下、本新株予約権及び本社債の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し本スキームを採用することを決定しました。なお、本スキームにより現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発

行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

（1）資金調達の主な目的

< 当社グループの概況 >

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社9社により構成されており、当社はホールディングカンパニーとして事業を統括指揮し、その中心となる経営基盤をM&Aにおいています。当社のM&A戦略は、買収した企業を助け、共に成長することを目標としており、エグジットを前提としない売却しない企業買収により、人助けを行いつつ企業として成長するという成長戦略をとっています。当社の子会社は、M&Aで買収した子会社を含めて、ソリューション事業、飲食関連事業、教育関連事業、エンタテインメント事業及びライフスタイル事業などを行っています。

当社グループは、2024年9月に実施した株式会社ドリームプラネットのM&Aを契機として、当社Xにより、企業再生案件に取り組むことを宣言し、その後、現代表取締役亀田信吾が「売却を前提としないM&A」、「M&Aを通じて企業とその人材の人生を助ける」、「日本の後継者不足問題に貢献する」などの観点を取り入れたM&A戦略を採用することを明確にして活動しています。

2024年9月以降、株式会社ドリームプラネット、株式会社サンライズジャパン、株式会社スティルアン、株式会社グッドマンを買収しました。

当社は、今後も人助けM&Aを成長の主軸に位置付け、事業承継ニーズ等を背景に売却を前提としない長期伴走型M&Aを推進し、取得後のPMI（買収後統合）とバリューアップで企業価値の向上と収益基盤の分散・安定化を図っております。また、当社は人助けM&Aを通じて、日本国が抱えている、後継者不足問題の課題解決にも積極的に取り組んでおり、社会貢献を果たす所存です。当社グループの事業ポートフォリオは、M&Aにより、ソリューション事業、飲食関連事業、教育関連事業、エンタテインメント事業、ライフスタイル事業にまたがっており、分野ごとに市況は相違しておりますが、上記のM&A戦略のもと、各市場の変動影響をポートフォリオの最適化により吸収しつつ、中長期のEBITDA（ ）創出を重視した運営を進め、中期目標として掲げるEBITDA10億円の達成に向け、選択と集中を進めております。

当社は、前々期の売上げが約7億5,000万円から前期約17億5,000万円、今期予想として約36億100万円の急成長を遂げています。また、2026年8月期第1四半期連結累計期間の売上高は前年同期比98.3%増となっています。これらの結果、2026年8月期第1四半期連結累計期間における売上高は806百万円（前年同期比98.3%増）、営業損失は125百万円（前年同期は営業利益27百万円）、経常損失は134百万円（前年同期は経常損失1百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は156百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失41百万円）、EBITDAは100百万円の赤字（前年同期は38百万円の黒字）となりました。ただし、上記記載の2社の取得費用が139百万円発生しているため、一過性の販管費が大きく、M&A取得費用を戻し入れた調整後利益としては営業利益14百万円、経常利益4百万円、調整後EBITDAについても38百万円と、いずれも黒字化しております。

（ ）EBITDA 当社では、EBITDAを重要な経営指標と位置づけております。

EBITDAは、営業利益に対しノンキャッシュ費用（減価償却費、引当金繰入、他勘定受入高）を戻し入れ、算出しております。

当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりです。

前記のような経営環境の下、継続的に営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を確保する体質に転換し、持続的な成長に向かうという当社グループの課題に対処すべく、以下の取り組みを推進してまいります。

M&Aによる中長期的な成長

当社は、2023年8月期に持株会社体制に移行し、当連結会計年度からは、M&Aを主軸として当社グループの成長を図ることを経営戦略としております。付加価値の高い企業獲得のためのソーシング・目利き・取得後のPMIの実行といった、持続的なM&Aの推進のための体制の確保及び整備を推進してまいります。

各事業分野の継続的な維持

ソリューション事業のうち、当社既存事業については、プラットフォーム分野におけるストック型ビジネスである携帯電話販売店の店頭デモ端末管理システム「Multi-package Installer for Android」やソーシャルゲームの「サッカー日本代表ヒーローズ」など、安定収益となっているものに絞った上で、新規案件の獲得を目指しております。その上で、新たな新規ビジネスとして、AR（拡張現実）技術を応用した新サービスや、プラットフォーム事業やスポーツ関連IoT事業で蓄積した技術と運用体制などの強みを活かした「AcrodealIoT」プロダクトの推進などにより、さらなる成長を目指してまいります。

飲食関連事業においては、飲食業界の厳しい環境に対応し、飲食の直営店舗については営業を終了し、当面は商標権の管理、サブリースに集中して継続を図る方向としております。

教育関連事業は、主として求職者向けITセミナーを行なっておりますが、雇用環境の回復に伴い求職者を対象とする行政の予算は抑制傾向にあり、受講生獲得のための競争が厳しい状況となっております。

ります。さらなる再成長のため、コスト管理を徹底した上で時代のニーズを捉えた新規サービスの立ち上げでの事業の拡大に向けた準備を進めてまいります。

エンタテインメント事業においては、PavilionsとSOUND PORTについては、著作権管理収益や興行等における出演、ファンクラブの運営など、音楽家の小室哲哉氏を中心として、継続的に進めてまいります。過去の小室哲哉氏のミリオンヒット曲のリバイバルでのリリースやOVAL SISTEM(オーバル・システム)をはじめとした、今後の日本を代表とするアーティストの発掘に努めてまいります。

カプセルトイ事業のドリームプラネットについては、更なる成長戦略を描くために、様々な需要があるエリアへカプセルトイ設置の増加を目指してまいります。

当連結会計年度から新たな報告セグメントとして追加したライフスタイル事業は、2025年9月30日付で新たに株式会社スティルアンが当社子会社となったことにより、同社と株式会社サンライズジャパンの2社が行うこととなります。国内シェアNo.1を誇る、日焼けサロン等で使用するタンニングマシンの販売及びレンタル事業、自社開発の基礎化粧品シリーズ「ホメオパウ」を展開する化粧品事業に加えて、浜松市を中心とする静岡県西部にて長年堅実経営で最大規模のプライダル事業、グランピング事業をしてきたスティルアンを取り込むことで、当社グループの成長に大きく貢献してまいります。

コスト管理

販売費及び一般管理費については、業務効率化により、継続的にコスト削減を行っております。

内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループでは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。子会社の経営及び管理体制を含めたさらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

しかし、当社グループは、2009年8月期以降、2018年8月期を除き営業損失を計上する状況が続き、2025年8月期において営業損失72百万円、親会社株主に帰属する当期純損失69百万円を計上したことで、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。さらに、2026年8月期第1四半期連結累計期間においても営業損失125百万円を計上しました。

このような状況を早期脱却すべく、当社は、売却を前提としない長期伴走型M&Aを当社の成長戦略に据え、当社グループの規模を拡大するとともに安定的な利益体質の確立を目指しております。前連結会計年度に2社子会社化を行なったことに続き、2026年8月期第1四半期連結累計期間においても新たに株式会社スティルアン及び株式会社グッドマンの2社が当社グループに加わることで、当社グループの売上高を拡大するとともに営業利益の黒字化に向かって進捗しております。これら施策により売上高については前年同期比98.3%増と大幅な積み増しを達成し、一過性のM&A関連費用があるものの、今後中長期的には利益についてもしっかりと黒字化する基礎の構築を着実に進めております。

当社グループは、継続的に営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を確保できる収益体質への転換と、中長期的な企業価値の向上を重要な経営課題としております。これらの課題に対応するため、当社はM&Aを成長戦略の中核に据え、付加価値の高い企業の獲得及び取得後のPMIを通じたグループ価値の最大化を図る方針です。

一方で、M&Aの機動的な実行や、新規事業の立ち上げ・成長投資には、自己資本の充実と安定的な資金確保が不可欠となります。特に、ライフスタイル事業をはじめとする新たな成長分野への投資や、既存事業の高度化・再成長を実現するためには、財務基盤の強化を同時に進める必要があります。

このような状況を踏まえ、当社は第三者割当による資金調達を実施し、運転資金とともに成長投資に必要な資金を確保するとともに、財務の健全性を維持・向上させる判断をいたしました。本調達により得られる資金は、将来の収益拡大及び企業価値向上に資する投資に充当することで、希薄化の影響を上回る中長期的な株主価値の創出を目指してまいります。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPに対し第16回新株予約権を、株式会社機山に対して第17回乃至第19回新株予約権をそれぞれ割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、割当予定先と協議した結果、2026年4月13日付でLCAO、MAP246及びBEMAPに対して以下に記載の概要にて額面価額総額500,000,000円の本社債を発行する予定です。

< 本社債の概要 >

| | |
|-----------|--|
| 1. 名称 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社第2回無担保普通社債 |
| 2. 社債の総額 | 金500,000,000円 |
| 3. 各社債の金額 | 金20,000,000円 |
| 4. 払込期日 | 2026年4月13日（月） |
| 5. 償還期日 | 2027年4月12日（月） |
| 6. 利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金93円 |
| 8. 償還価額 | 額面100円につき金100円 |
| 9. 償還方法 | <p>満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。</p> <p>(1) 組織再編行為による繰上償還</p> <p>組織再編行為（以下に定義します。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。）において、承継会社等（以下に定義します。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」といいます。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。</p> <p>当社は、本(1)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。</p> <p>(2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。</p> <p>上記(1)及び本(2)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記(1)の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本(2)に基づく通知が行われた場合には、本(2)の手続が適用されます。</p> |

(3) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」といいます。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

(4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(5) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

(6) 本社債権者による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が30円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行います。）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

10. 総額引受人

割当予定先との協議を行った結果、以下のとおり割り当てます。

| | |
|--------|-----|
| LCAO | 19口 |
| MAP246 | 2口 |
| BEMAP | 4口 |

当社は、第16回新株予約権について、割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先（LC）は、第16回新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2026年5月15日（当日を含みます。）までの期間（以下「当初コミット期間」といいます。）に、合計2,000,000株（LCAO：1,480,000株、MAP246：160,000株、BEMAP：360,000株）相当分以上の第16回新株予約権を行使することを確約します。（以下「当初行使コミット」といいます。）

また、割当予定先（LC）は、第16回新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2026年7月17日（当日を含みます。）までの期間（以下「当初コミット期間」といいます。）に、合計5,000,000株（LCAO：3,700,000株、MAP246：400,000株、BEMAP：900,000株）相当分以上の第16回新株予約権を行使することを確約します。（以下「当初行使コミット」といいます。）

同様に、割当予定先（LC）は、第16回新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2026年10月16日（当日を含みます。）までの期間（以下「中間コミット期間」といいます。）に、合計10,000,000株（LCAO：7,400,000株、MAP246：800,000株、BEMAP：1,800,000株）相当分以上の第16回新株予約権を行使することを確約します。（以下「中間行使コミット」といいます。）

さらに、割当予定先（LC）は、第16回新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、第16回新株予約権の行使期間の末日である2027年4月13日（当日を含みます。）までの期間（以下「本コミット期間」といいます。）に、原則として割当予定先（LC）が保有する第16回新株予約権の全部を行使することを確約します。（以下「全部行使コミット」といい、当初行使コミット、当初行使コミット及び中間行使コミットとあわせて「本行使コミット」といいます。）このように、実行期限及び行使数量が異なる4種類の本行使コミットを同時に設定することにより、当社は第16回新株予約権による資金調達の時期及び規模をあらかじめある程度想定することができ、これを前提とした積極的な投資活動及び事業活動を計画することが可能となります。

但し、以下に定義するコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、当初コミット期間、当初コミット期間及び中間コミット期間はそれぞれ5取引日を限度として延長されることがあります。ここで「コミット期間延長事由」とは、東京証券取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額以下となった場合、当社普通株式が東京証券取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（東京証券取引所において取引約定が全くない場合）、当社普通株式の普通取引が東京証券取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とし、又は割当予定先（LC）の事情に起因する場合を除き何らかの理由で新株予約権の行使ができない場合のいずれかをいいます。

コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当初コミット期間、当初コミット期間及び中間コミット期間は1取引日ずつ延長され、かかる延長は合計5回（5取引日）を上限とします。なお、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回（1取引日）として取扱います。

<コミット条項の消滅>

本コミット期間中において、コミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合、当該時点以降、本行使コミットに係る割当予定先（LC）の全ての義務は消滅します。

なお、本行使コミットの消滅後も、割当予定先（LC）は、その自由な裁量により任意の数の第16回新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

第16回新株予約権の行使価額は、割当予定先（LC）との協議を行った結果、2026年4月13日以降、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。この場合の下限行使価額は30円となります。

但し、いずれかの修正日の直前取引日に上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

下限行使価額は、当初30円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先（LC）の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先（LC）と当社間で議論の上決定したものであります。

また、上記のとおり、第16回新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、第16回新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、第16回新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。

加えて、第16回新株予約権は、上記のとおり修正基準日を行使日の前週最終取引日とする新株予約権であり、週毎に行使価額が固定される新株予約権と考えることができます。当該修正条件においては、原則として、行使日の株価が前週最終取引日の終値を超えている局面において、第16回新株

予約権の行使を期待することができ、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収することが可能となります。

他方で、日毎に行使価額が修正される修正条件の場合、原則として、行使日当日の株価が行使日前日の株価を上回っている局面において新株予約権の行使が行われ、行使日当日の株価が行使日前日の株価を下回っている局面において新株予約権の行使は行われないう傾向にあるため、新株予約権の行使が円滑に進むか否かは日々の株価の変動に依存し、株価のボラティリティが高い場合には、マーケット状況や割当予定先（LC）の判断等によっては新株予約権の行使が円滑に進まない可能性があります。そこで、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、新株予約権の円滑な行使を期待できる本スキームが適切であると判断いたしました。

したがって、本修正条件においては、行使時の株価を基準として足元での資金需要に対応しながら、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、第16回新株予約権の行使判断が行使日前日及び行使日当日の株価の変動に大きく影響を受けることなく、円滑に第16回新株予約権の行使を行うことが可能となると考えられることから、当社における円滑な資金調達の実現及び流動性の向上に資するものであり、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した当社の現状の目的及びニーズに沿うものと判断いたしました。

制限超過行使の禁止

割当予定先（LC）との間で締結予定の本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先（LC）が第16回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第16回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先（LC）は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第16回新株予約権の行使を行わないことに同意し、新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先（LC）は、第16回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

新株予約権の買戻

第16回新株予約権の買戻は、割当予定先（LC）との協議を行った結果、当社は、第16回新株予約権の行使期間の末日に、第16回新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての第16回新株予約権を、割当先から買い取ります。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討していたところ、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載した資金調達方法が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であると考えられたことから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

発行時に一定の資金調達が可能

本社債の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することができます。

新株予約権による確実性の高い資金調達

全部行使コミットの効果として、第16回新株予約権（対象となる普通株式数21,000,000株）は、原則として2027年4月13日までに全部行使されます。コミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合には全部行使コミットが消滅する可能性もあるものの、権利行使が行われる蓋然性は高く、確実性の高い資金調達手段であるといえます。

時期に応じた資金調達

全部行使コミットに加え、合計2,000,000株分の当初行使コミット（原則として1ヶ月以内に行使）、合計5,000,000株分の当初行使コミット（原則として3ヶ月以内に行使）、及び合計10,000,000株分の中間行使コミット（原則として6ヶ月以内に行使）が同時に設定されており、

全部行使コミットによる全体を通じた資金調達と、当初行使コミット、当初行使コミット及び中間行使コミットによる段階的かつタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

第16回新株予約権の目的である当社普通株式数は合計21,000,000株、第17回乃至第19回新株予約権の目的である当社普通株式数は合計8,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

株価上昇時の調達額の増額

第16回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

第16回新株予約権の行使により発行を予定している21,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先（LC）が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の書面による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本社債により早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

第16回新株予約権については、その行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を継続的に下回る環境下では、行使コミットは消滅することとされているため、株価水準によっては第16回新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。また、第17回乃至第19回新株予約権については、その行使価額はいずれも発行決議日の直前取引日の終値以上の水準に設定されているため、長期にわたり株価がかかる水準を下回り推移する場合には、行使が行われず、資金調達がなされない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計29,000,000株（議決権数290,000個）であり、2026年3月27日現在の当社発行済株式総数131,420,693株及び議決権数1,313,984個を分母とする希薄化率は22.07%（議決権ベースの希薄化率は22.07%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権のうち第16回新株予約権は原則として約1年間にわたって段階的に行使される予定であり、また第17回乃至第19回新株予約権については行使期間を2年間設け、可能な限り市場動向に十分配慮しながら行使する予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミング

を逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。なお、割当予定先によると、当社が必要とする額の資金を一度に新株式の引受けにより出資することは当社の財務状況に鑑みてリスクが高過ぎ、本新株予約権を段階的に行使することにより順次出資を行い、リスク状況に応じて適宜本新株予約権の行使により取得した株式を売却する形式での資本提供にしか応じられないとのことでした。

新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。またMSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常損失を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断し、本社債の発行による最大調達額は当面の必要資金額の範囲に限定いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」及び同「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載した内容が含まれます。また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、制限超過行使を制限するよう措置を講じる予定です。また、本買取契約において、割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うことが定められる予定です。さらに、本買取契約において、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させることが定められる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
第16回新株予約権の発行に伴い、株主 田邊勝己は、割当予定先の要請を受けて、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です(契約期間:2026年3月27日~2027年4月13日、貸借株数(上限):それぞれ1,480,000株、160,000株及び360,000株、貸借料:無償、担保:無し)。
割当予定先は、第16回新株予約権に関するヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、上記貸主との株式貸借取引に関する契約書にて定められる予定です。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第16回新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 第16回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第16回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第16回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第16回新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
 - (4) 本(注)7. に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。
8. 第16回新株予約権の発行及び株式の交付方法
当社は、第16回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第16回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第16回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第16回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 25,000個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 1,247,500円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき49.9円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.499円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年4月13日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 総務部 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 払込期日 | 2026年4月13日 |
| 割当日 | 2026年4月13日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋4-3-1 |

(注) 1. 第17回新株予約権の発行については、2026年3月27日付の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法について、本有価証券届出書による届出の効力発生後に機山との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、第17回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

4. 第17回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 第17回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 第17回新株予約権の目的である株式の総数は、2,500,000株とする(第17回新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項又は第3項により割当株式数が調整される場合には、第17回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第17回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第17回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、48円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第17回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合(但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>121,247,500円</p> <p>(注) 全ての第17回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第17回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第17回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性がある。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第17回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第17回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第17回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第17回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年4月14日から2028年4月13日までとする。但し、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が第17回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する第17回新株予約権については、取得日の前日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 第17回新株予約権の一部を行使することができる。但し、第17回新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、第17回新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、第17回新株予約権を行使することはできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、2026年4月14日以降、当社取締役会が第17回新株予約権を取得する日（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権証券）」において「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる第17回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第17回新株予約権1個当たり49.9円の価額（対象となる第17回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第17回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第17回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。但し、本買取契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、第17回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付される。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」を参照。

2. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

3. 第17回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 第17回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第17回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 第17回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第17回新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、か

つ当該第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(4) 本(注)3.に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 第17回新株予約権の発行及び株式の交付方法

当社は、第17回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第17回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第17回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第17回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 25,000個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 1,212,500円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき48.5円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.485円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年4月13日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 総務部 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 払込期日 | 2026年4月13日 |
| 割当日 | 2026年4月13日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋4-3-1 |

- (注) 1. 第18回新株予約権の発行については、2026年3月27日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法について、本有価証券届出書による届出の効力発生後に機山との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、第18回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 第18回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第18回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 第18回新株予約権の目的である株式の総数は、2,500,000株とする(第18回新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項又は第3項により割当株式数が調整される場合には、第18回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第18回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第18回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、51円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第18回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>128,712,500円</p> <p>(注) 全ての第18回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第18回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第18回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性がある。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第18回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第18回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第18回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第18回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第18回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年4月14日から2028年4月13日までとする。但し、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が第18回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する第18回新株予約権については、取得日の前日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 第18回新株予約権の一部を行使することができる。但し、第18回新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、第18回新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、第18回新株予約権を行使することはできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、2026年4月14日以降、当社取締役会が第18回新株予約権を取得する日（以下、本「3 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権証券）」において「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる第18回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第18回新株予約権1個当たり48.5円の価額（対象となる第18回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第18回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第18回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。但し、本買取契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、第18回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付される。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」を参照。

2. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

3. 第18回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 第18回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第18回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 第18回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第18回新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、か

つ当該第18回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(4) 本(注)3. に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 第18回新株予約権の発行及び株式の交付方法

当社は、第18回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第18回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第18回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第18回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 30,000個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 1,407,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき46.9円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.469円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2026年4月13日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | THE WHY HOW DO COMPANY株式会社 総務部 東京都新宿区愛住町22番地 |
| 払込期日 | 2026年4月13日 |
| 割当日 | 2026年4月13日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店 東京都港区新橋4-3-1 |

- (注) 1. 第19回新株予約権の発行については、2026年3月27日付の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法について、本有価証券届出書による届出の効力発生後に機山との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、第19回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 第19回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 第19回新株予約権の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。) |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 第19回新株予約権の目的である株式の総数は、3,000,000株とする(第19回新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項又は第3項により割当株式数が調整される場合には、第19回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第19回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、53円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第19回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合(但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権が交付される場合を除く。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p> | <p>160,407,000円</p> <p>(注) 全ての第19回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第19回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性がある。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第19回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第19回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第19回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第19回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第19回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2026年4月14日から2028年4月13日までとする。但し、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が第19回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する第19回新株予約権については、取得日の前日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 第19回新株予約権の一部を行使することができる。但し、第19回新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、第19回新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、第19回新株予約権を行使することはできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、2026年4月14日以降、当社取締役会が第19回新株予約権を取得する日（以下、本「4 新規発行新株予約権証券（第19回新株予約権証券）」において「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる第19回新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、第19回新株予約権1個当たり46.9円の価額（対象となる第19回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第19回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第19回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。但し、本買取契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、第19回新株予約権を譲渡することはできない旨の制限が付される。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」を参照。

2. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

3. 第19回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 第19回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第19回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。

(2) 第19回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第19回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第19回新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、か

つ当該第19回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(4) 本(注)3.に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 第19回新株予約権の発行及び株式の交付方法

当社は、第19回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第19回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第19回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第19回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,419,123,000 | 15,000,000 | 1,404,123,000 |

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第16回新株予約権756,000円、第17回新株予約権1,247,500円、第18回新株予約権1,212,500円及び第19回新株予約権1,407,000円、合計4,623,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（第16回新株予約権1,008,000,000円、第17回新株予約権120,000,000円、第18回新株予約権127,500,000円及び第19回新株予約権159,000,000円、合計1,414,500,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

A. 本社債により調達する資金の具体的な使途

本社債の発行により調達する資金の額は、465百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|-------------------|---------|---------|
| 新規M&A取得（飯山土建株式会社） | 450 | 2026年4月 |
| デューデリジェンス費用等 | 15 | 2026年4月 |
| 合計 | 465 | |

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

本社債により調達する450百万円は、飯山土建取得代金総額1,074百万円の一部に充當いたします。

本件M&Aは、

- ・安定的キャッシュフローの獲得
- ・当社連結EBITDAの増加
- ・財務基盤の強化
- ・ROIC（投下資本利益率）の向上

を目的とするものであり、資本コストを上回る投資による企業価値創造を実行する案件と位置付けております。

なお、当社は本第三者割当により調達する資金を活用し、成長戦略の中核であるM&Aの一環として、飯山土建株式会社（以下「対象会社」という。）の株式取得を実施する予定であります。

本件株式取得は、現金を対価とする株式譲渡及び当社株式を対価とする株式交換を組み合わせた一体の取引により行うものであり、当社は新規に株式を発行して対象会社の発行済株式の全部を取得し、完全子会社化する予定です。

具体的には、対象会社株式のうち10,245株を現金により取得し、残る755株については当社を株式交換完全親会社、対象会社を株式交換完全子会社とする株式交換により取得いたします。当該株式交換は会社法第796条第2項に基づく簡易株式交換として実施予定であり、株主総会の承認を経ずに実施される予定です。

本株式交換の効力発生日は2026年4月21日を予定しております。

本取引における対象会社の株式価値については、第三者算定機関によるDCF法及び類似会社比較法により算定された結果を踏まえ、当事者間で協議の上決定しております。

また、本件株式取得のうち現金対価部分については、本第三者割当による資金調達により充當する予定であり、本資金調達と本M&Aは一体の成長戦略として位置付けられております。

本件M&Aにより、当社グループの収益基盤の強化及び事業ポートフォリオの拡充を図るとともに、中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、本件による業績への影響については現在精査中ではありますが、今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

B．本新株予約権により調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約1,404百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|---------------|-----------|-----------------|
| 社債の償還 | [500] | 2026年4月～2027年4月 |
| 成長分野におけるM&A資金 | [904] | 2026年4月～2028年4月 |
| 合計 | [1,404] | |

- (注) 1．調達した資金は、実際の支出までは、当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
- 2．資金使途優先順位は から順としますが、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に配分してまいります。
- 3．第16回新株予約権の行使価額は修正又は調整され、これに伴って資金調達額が変動する可能性があります。また割当予定先は本買取契約において、第16回新株予約権の行使期間中に原則として全部の第16回新株予約権を行使することを確約（全部行使コミット）していますが、かかる全部行使コミットは、第16回新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。
- 4．調達資金が不足した場合や本社債の繰上償還条項に抵触した場合には、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの借入等の追加での資金調達や自己資金により賄うことも検討する予定です。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

社債の償還

当社は、前述のとおり本スキームの一部として2026年4月13日にLCAO、MAP246及びBEMAPに対して額面価額総額500百万円の第2回無担保普通社債を発行する予定であります。同社債の発行により調達した資金は、新規M&A取得、デューデリジェンス費用等に充てたいします。

同社債の償還期日は2027年4月12日を予定していますが、第16回新株予約権の行使によって当社に払込まれた金額に応じて、その都度本社債の繰上償還請求を行うことができるようになっていきます。そのため、当社は当該繰上償還請求が行われることを前提に、第16回新株予約権による資金調達額のうち本社債の額面価額総額である500百万円については、本社債の償還資金として留保する予定です。

上記のとおり、第2回無担保普通社債の償還のために500百万円を充当します。

成長分野におけるM&A資金

本募集により調達する手取概算額1,404百万円のうち、成長分野におけるM&A資金については、以下の使途に充当する予定であります。

| 区分 | 内容 | 金額 (百万円) | 出資予定時期 |
|---------|----------------------------|-------------|-----------------|
| 有価証券の取得 | 飯山土建株式会社の株式取得資金 | 500 | 2026年4月～2026年6月 |
| 有価証券の取得 | その他企業株式取得資金 | 311 | 2026年4月～2028年4月 |
| 有価証券の取得 | M&A関連費用（FA費用、デューデリジェンス費用等） | 93 | 2026年4月～2028年4月 |
| | 合計 | 904 | |

成長分野におけるM&A資金904百万円については、主として事業拡大を目的としたM&A資金に充当する予定であります。

具体的には、当社が取得を検討している飯山土建株式会社他1社の計2社の株式取得資金、及びM&A関連費用93百万円に充当する予定であります。

飯山土建株式会社は、長野県における道路工事・土木工事を中心に官公庁発注工事を受注しており、地方自治体からの高評価のもと、機動力と技術力で高い収益率を確保している企業であります。

その他企業に関しましても、LED照明器具の企画・販売・レンタル分野では国内有数の規模を誇っております。

当社は人助けM&Aを主力事業とする方針を固めており、M&A仲介会社から広くM&A案件の紹介を受けております。その際、利益率が高く確実な経営をしていること、コンプライアンス体制と経理体制がしっかりしていることなど、上場企業の傘下となるに相応しい会社が否かを、専門の公認会計士を含む当社M&Aチームで詳細に検討し選定させて頂いています。しかし、このような会社は他社の引き合いも多くあり、入札を経て独占交渉権を取得することになります。いずれの企業につきましても上記過程を経て当社投資委員会、取締役会でも議論した後に当社内部で決定しております。

なお、直近3年間における資金調達に伴う現在までの調達金額及び充当状況については、以下のとおりです。

第三者割当による第13回乃至第15回新株予約権の発行(2023年10月24日付公表)

| | |
|--------------------------|--|
| 割当日 | 2023年11月29日 |
| 発行新株予約権数 | 990,000個 第13回 330,000個 第14回 330,000個 第15回 330,000個 |
| 発行価額 | 9,900円(新株予約権1個当たり0.01円) |
| 発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額) | 2,475,009,900円(差引手取概算額 2,460,009,900円) (内訳)新株予約権発行分 9,900円 新株予約権行使分 2,475,000,000円 |
| 割当先 | EVO FUND |
| 募集時における発行済株式数 | 34,680,693株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 99,000,000株(本新株予約権1個につき100株) 第13回 33,000,000株 第14回 33,000,000株 第15回 33,000,000株 |
| 現時点における行使状況 | 行使済の個数 : 967,400個 未行使の個数残高: 22,600個 |
| 現時点における調達した資金の額(差引手取概算額) | 2,418,509,900円(差引手取概算額 2,403,509,900円) |
| 発行時における当初の資金使途 | 本社債の償還 600百万円 焼却炉関連費用 1,099百万円 破砕機、圧縮機、コンベアその他一式費用 542百万円 運転資金 96百万円 借入金の返済 57百万円 工事予備費 66百万円 |
| 発行時における支出予定時期 | 2023年12月~2024年9月 2023年12月~2025年9月 2023年12月~2025年9月 2024年1月~2024年8月 2023年12月 2023年12月~2025年9月 |
| 資金使途変更後の資金使途 | 本社債の償還 600百万円 焼却炉関連費用 164百万円 運転資金 95百万円 借入金の返済 57百万円 当社グループ運転資金 496百万円 M&A、事業承継資金 1,048百万円 |
| 資金使途変更後の支出予定時期 | 2023年12月~2024年9月 2023年12月~2025年3月 2024年1月~2024年7月 2023年12月 2024年8月~2028年11月 2025年3月~2028年11月 |
| 現時点における充当状況 | 本社債の償還 600百万円 焼却炉関連費用 164百万円 運転資金 95百万円 借入金の返済 57百万円 当社グループ運転資金 379百万円 M&A、事業承継資金 988百万円 |

(注) 1. 2024年8月27日付「資金使途の変更に関するお知らせ」及び2025年3月25日付「子会社の異動(株式譲渡)及び事業の廃止並びに資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しております。

2. 2024年4月8日付、2025年1月14日付、2025年5月27日付及び2025年7月14日付「第15回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」並びに2024年4月15日付「(訂正)「第15回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」の一部訂正について」にて公表のとおり、第15回新株予約権を譲渡しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a. 割当予定先の概要

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund

| | | |
|------------------------|---|--|
| 名称 | Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund | |
| 所在地 | P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands | |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 | |
| 出資額 | 約338百万米ドル（49,365百万円）（2024年12月31日時点） （注）1 | |
| 組成目的 | 投資 | |
| 主たる出資者及び出資比率 | Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100% | |
| 業務執行組合 員等に関する 事項 | 名称 | Long Corridor Asset Management Limited |
| | 本店の所在地 | 26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名 及び連絡先 | 該当事項はありません。 |
| | 代表者の役職・氏名 | ディレクター：James Xinjun Tu |
| | 事業内容 | 投資運用業 |
| | 資本金 | 8,427,100香港ドル（157百万円） |
| | 主たる出資者及び出資比率 | James Xinjun Tu 100% |

MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC

| | | |
|------------------------|--|--|
| 名称 | MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC | |
| 所在地 | 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 | |
| 出資額 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。 （注）2 | |
| 組成目的 | 投資 | |
| 主たる出資者及び出資比率 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。 （注）2 | |
| 業務執行組合 員等に関する 事項 | 名称 | Long Corridor Asset Management Limited |
| | 本店の所在地 | 26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名 及び連絡先 | 該当事項はありません。 |
| | 代表者の役職・氏名 | ディレクター：James Xinjun Tu |
| | 事業内容 | 投資運用業 |
| | 資本金 | 8,427,100香港ドル（157百万円） |
| | 主たる出資者及び出資比率 | James Xinjun Tu 100% |

BEMAP Master Fund Ltd.

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 名称 | BEMAP Master Fund Ltd. | |
| 所在地 | Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands | |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 | |
| 出資額 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。 (注) 2 | |
| 組成目的 | 投資 | |
| 主たる出資者及び出資比率 | 開示の同意を得られていないため、記載していません。 (注) 2 | |
| 業務執行組合員等に関する事項 | 名称 | Long Corridor Asset Management Limited |
| | 本店の所在地 | 26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong |
| | 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 該当事項はありません。 |
| | 代表者の役職・氏名 | ディレクター : James Xinjun Tu |
| | 事業内容 | 投資運用業 |
| | 資本金 | 8,427,100香港ドル (157百万円) |
| | 主たる出資者及び出資比率 | James Xinjun Tu 100% |

株式会社機山

| | | |
|----------------|------------------------------|--|
| 名称 | 株式会社機山 | |
| 本店の所在地 | 東京都港区西新橋三丁目11番7号 近藤ビル4階 | |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 米津 等史 | |
| 資本金 | 3百万円 | |
| 事業の内容 | 自動車の買取・販売、不動産の売買、投資コンサルタント業等 | |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 米津 等史 100% | |

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年3月27日現在におけるものです。

2. 割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited (以下「LCAM」といいます。)のInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246とLCAM及びBEMAPとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

LCAO

| | | |
|----------|----------------------|-------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 記載すべき人事関係はありません。 | |
| 資金関係 | 記載すべき資金関係はありません。 | |
| 技術又は取引関係 | 記載すべき技術又は取引関係はありません。 | |

MAP246

| | | |
|----------|---------------------|----------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 記載すべき人事関係はありません。 |
| 資金関係 | | 記載すべき資金関係はありません。 |
| 技術又は取引関係 | | 記載すべき技術又は取引関係はありません。 |

BEMAP

| | | |
|----------|---------------------|----------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 記載すべき人事関係はありません。 |
| 資金関係 | | 記載すべき資金関係はありません。 |
| 技術又は取引関係 | | 記載すべき技術又は取引関係はありません。 |

LCAM（上記、及びの業務執行組合員）

| | | |
|----------|---------------------|----------------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 記載すべき人事関係はありません。 |
| 資金関係 | | 記載すべき資金関係はありません。 |
| 技術又は取引関係 | | 記載すべき技術又は取引関係はありません。 |

機山

| | | |
|----------|---------------------|--|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社株式の数 | 該当事項はありません。 株式会社機山の代表取締役 米津等史は当社が2025年7月14日に第15回新株予約権の一部（30,000個、新株予約権1個につき100株）を譲渡承認しました株式会社ロビージャパンの100%出資者であり、同社の代表取締役も兼任しております。ロビージャパンの当社株式の保有数：186,200株 |
| 人事関係 | | 記載すべき人事関係はありません。 |
| 資金関係 | | 記載すべき資金関係はありません。 |
| 技術又は取引関係 | | 当社は2025年1月28日開催の取締役会において、当社子会社でありますWHDCエンタテインメント株式会社及びGUAM ENTERTAINMENT SYSTEMS, LLCの持分を株式会社機山に譲渡することを決議しました。 |

（注） 提出者と割当予定先との間の関係及び提出者と割当予定先の業務執行組合員との間の関係の欄は、別途時点を特定していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

< 割当予定先（LC） >

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由（1）資金調達の主な目的」に記載したとおり、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、2025年11月5日に当社代表取締役の亀田信吾の知人でもある今村吉宏氏（今村公認会計士事務所 代表者。同氏はLCAMと顧客紹介契約を締結）から最初の接触があり、その後2025年11月10日、今村氏から、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、LCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPIに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点をもち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

< 機山 >

本第三者割当における割当予定先として、株式会社機山を選定した理由は以下のとおりです。株式会社機山は2025年2月3日、当社子会社であるWHDCエンタテインメント株式会社の株式の譲渡を受けた取引実績があり、当社の第17回乃至第19回新株予約権行使価格を決定する際の基準としての前日の終値から減額をしない価格である行使価格で行使することの理解を得たこと、株式会社機山の役員構成は取締役2名、監査役1名であり、少人数での迅速な意思決定が可能であり、取締役の1名は元警視總監、監査役は元検事総長であることから、コンプライアンス体制が万全であることから、今回の主たる資金調達目的のM&Aにおいては、迅速かつコンプライアンスに適合した判断が必要なことから、この目的に適合する資金調達先と判断いたしました。以上の理由から、2026年1月30日に当社代表取締役社長亀田信吾が割当先代表取締役米津等史氏に交渉し、株式会社機山を割当予定先として選定したものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は29,000,000株であり、割当予定先ごとの割当株式数は以下のとおりです。

| | |
|----------------|-------------|
| 第16回新株予約権：LCAO | 15,540,000株 |
| MAP246 | 1,680,000株 |
| BEMAP | 3,780,000株 |
| 第17回新株予約権：機山 | 2,500,000株 |
| 第18回新株予約権：機山 | 2,500,000株 |
| 第19回新株予約権：機山 | 3,000,000株 |

(4) 株券等の保有方針

< 割当予定先（LC） >

割当予定先のうちLCAO、MAP246及びBEMAPは、純投資を目的としており、第16回新株予約権及び第16回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、第16回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨をLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏から口頭にて確認しております。

また、当社とLCAO、MAP246及びBEMAPは、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

ア．当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にLCAO、MAP246及びBEMAPが第16回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第16回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。

イ．LCAO、MAP246及びBEMAPは、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する第16回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第16回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第16回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(a) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

(b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

(c) 東京証券取引所において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間

(d) 第16回新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

ウ．LCAO、MAP246及びBEMAPは、第16回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、第16回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

< 機山 >

割当予定先の機山の方針につきましては、当社代表取締役社長亀田信吾が株式会社機山代表取締役米津等史氏に面談のうえ、以下の点を確認しております。株式会社機山は、本件について行使しては売却という方針です。長期保有方針ではなく、短期の純投資と聞いています。そのため、本新株予約権の行使により取得した株式の一部を売却し、その売却代金を行使資金に充てることで、結果として当社の資本を充実させる可能性がある旨を確認しております。また、本新株予約権の行使につきましては、当社の事業の進捗状況等を踏まえて適宜検討する方針であることを確認しております。さらに、取得した当社株式の売却につきましては、可能な限り市場動向に十分配慮しながら実施する旨の説明を受けております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

< 割当予定先（LC） >

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2024年12月期のErnst & Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月5日から2026年3月9日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2024年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月5日から2026年3月9日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

同様に、当社は、割当予定先のうちBEMAPについて、2024年12月期のDeloitte & Touche LLPによる監査済み財務書類である貸借対照表の現金及び現金同等物、並びに、BEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月6日から2026年3月10日までにおける残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPから入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246及びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

<機山>

株式会社機山の権利行使に際して必要となる払込原資につきましては、自己資金及び借入金により調達する旨を聞いております。また、株式会社機山は、純投資を目的としており、行使により取得した株式を市場で売却して行使をする予定です。今回提出した残高で十分に行使が実行されると判断しています。同社の財産状況につきましては、株式会社機山より預金通帳の写しを受領した上で確認を行い、2026年3月10日時点における財産として問題ないと判断いたしました。

(6) 割当予定先の実態

<割当予定先(LC)>

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かにつきまして、第三者信用調査機関であるレストルジャパン21株式会社(所在地:東京都千代田区内神田一丁目7番5号旭栄ビル45号、代表取締役社長:野畑研二郎、以下「第三者信用調査機関」といいます。)へ調査を依頼しました。

当社は、LCAO、MAP246及びBEMAPが、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者信用調査機関に調査を依頼した結果、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。その結果、当社として各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

<機山>

第三者信用調査機関による信用調査の結果、機山及び代表取締役について、反社会的勢力に該当する、または反社会的勢力と何らかの関係を有するとする報告は確認されませんでした。また、当社独自の調査として、口頭での確認に加え、インターネット検索による調査を実施し、各割当予定先の株主および出資者について、反社会的勢力との関係やその影響を示唆するニュース、ネット記事、風評等が存在しないことを確認しております。

以上の調査結果を踏まえ、当社は、当該割当予定先はいずれも反社会的勢力との関わりがないものと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約の規定により、割当予定先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができない旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区白金台五丁目9番5号barres 1F、代表取締役：小幡治、以下「Stewart McLaren」といいます。）に依頼しました。

当社は、Stewart McLarenが第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、Stewart McLarenと当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

Stewart McLarenは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、Stewart McLarenは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価（48円）、ボラティリティ（第16回：101.54%、第17回～第19回：107.94%）、当社の予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（第16回：1.14%、第17回～第19回：1.34%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。

当社は、Stewart McLarenが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第16回新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の3.6円としました。また、第16回新株予約権の行使価額は当初、発行決議日の直前取引日の終値である48円としており、その後の行使価額も、第16回新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額である30円を下回ることはありません。

なお、第16回新株予約権の行使価額についてディスカウント率を10%としたのは、かかるMSワラントの過去の発行例の多くにおいて同様の水準が採用されていることに加え、割当予定先の権利行使に応じて資金調達が実現する第16回新株予約権の発行スキームに照らし、当社が必要とする資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と協議し、決定したものであります。

当社は、Stewart McLarenが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、第17回乃至第19回新株予約権1個当たりの払込金額を決定しました。具体的には、各割当決議時点における当社の将来業績、株価の変動状況、ボラティリティ、残存期間その他の評価上の前提条件を考慮したうえで、割当予定先との協議を経て、それぞれ当該評価額と同額の49.9円（第17回新株予約権）、48.5円（第18回新株予約権）及び46.9円（第19回新株予約権）としました。

また、当初行使価額については、第17回新株予約権を48円、第18回新株予約権を51円、第19回新株予約権を53円としました。

なお、第17回乃至第19回新株予約権のいずれについても、行使価額の修正は行われません。

以上のことから、新株予約権の行使価額は最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないこと、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、Stewart McLarenがかかる行使価額を含む公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、Stewart McLarenの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち2名が社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるStewart McLarenが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計29,000,000株（議決権数290,000個）であり、2026年3月27日現在の当社発行済株式総数131,420,693株及び議決権数1,313,984個を分母とする希薄化率は22.07%（議決権ベースの希薄化率は22.07%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権のうちの大きな割合を占める第16回新株予約権については、原則として約1年間にわたって段階的に行使される予定であり、希薄化による影響を限定しつつ当社の必要とするだけの資金調達が当社

の希望する期間において実施できるための設計がなされております。また、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は2,525,258株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|--|---|--------------|--------------------------------|------------------|--|
| 田邊 勝己 | 東京都千代田区 | 27,083,400 | 20.61% | 27,083,400 | 16.89% |
| Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund | P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands | - | - | 15,540,000 | 9.67% (注)4. |
| 株式会社機山 | 東京都港区西新橋三丁目11番7号 | - | - | 8,000,000 | 4.99% (注)4. |
| BEMAP Master Fund Ltd. | Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands | - | - | 3,780,000 | 2.36% (注)4. |
| MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC | 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands | - | - | 1,680,000 | 1.05% (注)4. |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW | 東京都中央区日本橋1丁目13-1 | 1,564,500 | 1.19% | 1,564,500 | 0.98% |
| 楽天証券株式会社共有口 | 東京都港区南青山2丁目6番21号 | 1,447,200 | 1.10% | 1,447,200 | 0.90% |
| 江藤 重光 | 熊本県阿蘇郡 | 1,150,000 | 0.88% | 1,150,000 | 0.72% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 1,049,286 | 0.80% | 1,049,286 | 0.65% |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD | 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部 | 980,621 | 0.75% | 980,621 | 0.61% |
| 計 | | 33,275,007 | 25.32% | 62,275,007 | 38.83% |

(注)1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2026年2月28日現在の総議決権数(1,313,984個)に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数(290,000個)を加算した数(1,603,984個)で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりませんため、本新株予約権の発行後の大株主の状況は直ちに変動する可能性があります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第21期）（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年3月27日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年3月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書の提出日（2025年11月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月27日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。（2025年11月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年11月27日開催の当社第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年11月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本剰余金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

減少する資本金の額

資本金の額2,062,195,875円のうち、1,062,195,875円を減少し、減少後の資本金の額を1,000,000,000円といたします。

減少する資本準備金の額

資本準備金の額3,207,405,333円のうち、2,854,842,243円を減少し、減少後の資本準備金の額を352,563,290円といたします。

資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年1月8日

2. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充ていたします。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,917,038,118円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,917,038,118円

剰余金の処分が効力を生ずる日
2026年1月8日

第2号議案 定款一部変更の件(1)
発行可能株式総数を1億3,870万株から5億2,500万株に変更するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)
取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

第4号議案 取締役9名選任の件
取締役として、田邊勝己、亀田信吾、橋本直樹、伊藤剛志、國吉芳夫、逢坂貞夫、足立敏彦、佐久間博、弦間明の9名を選任するものであります。

第5号議案 監査役3名選任の件
監査役として、井内康文、手塚宏、森井じゅんの3名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-----------------------------------|---------|---------|-------|------|----------------|
| 議案1 資本金及び資本剰余金の額の減少並びに剰余金の処分の件 | 577,505 | 59,446 | 0 | (注)1 | 可決 89.64 |
| 議案2 定款一部変更の件(1) | 536,268 | 100,685 | 0 | (注)2 | 可決 83.24 |
| 議案3 定款一部変更の件(2) | 581,219 | 55,734 | 0 | (注)2 | 可決 90.21 |
| 議案4 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 田邊 勝己 | 567,097 | 69,856 | 0 | (注)3 | 可決 88.02 |
| 亀田 信吾 | 582,956 | 53,997 | 0 | | 可決 90.48 |
| 橋本 直樹 | 571,413 | 65,540 | 0 | | 可決 88.69 |
| 伊藤 剛志 | 570,385 | 66,568 | 0 | | 可決 88.53 |
| 國吉 芳夫 | 572,750 | 64,203 | 0 | | 可決 88.90 |
| 逢坂 貞夫 | 567,286 | 69,667 | 0 | | 可決 88.05 |
| 足立 敏彦 | 567,340 | 69,613 | 0 | | 可決 88.06 |
| 佐久間 博 | 567,247 | 69,706 | 0 | | 可決 88.04 |
| 弦間 明 | 566,229 | 70,724 | 0 | | 可決 87.89 |
| 議案5 監査役3名選任の件 | | | | | |
| 井内 康文 | 579,799 | 57,154 | 0 | (注)3 | 可決 89.99 |
| 手塚 宏 | 583,439 | 53,514 | 0 | | 可決 90.56 |
| 森井 じゅん | 584,903 | 52,050 | 0 | | 可決 90.78 |

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2026年1月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生日

2026年1月14日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

民事再生関連費用（連結決算）

当社子会社が保有していた固定資産を売却し、民事再生上の再生計画に従い新たに確定した債務に係る費用として、連結決算において、民事再生関連費用として特別損失に計上いたしました。

3. 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生に伴い、2026年8月期第1四半期において以下のとおり特別損失を計上いたしました。

連結

民事再生関連費用 53百万円

(2026年3月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2026年3月24日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までの1年に変更するために、所要の変更を行うものです。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------------|---------|--------|-------|------|----------------|
| 議案 定款一部変更の件 | 702,521 | 26,681 | 0 | （注） | 可決 95.42% |

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2026年3月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、飯山土建株式会社（以下「飯山土建」という。）の株式を取得（以下「本株式取得」という。）し、子会社化すること、また、その後、当社を株式交換完全親会社、飯山土建を株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、2026年3月28日付で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2、第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 飯山土建株式会社
 本店の所在地 : 長野県飯山市大字下木島418番地
 代表者の氏名 : 代表取締役 佐藤 重樹
 資本金の額 : 11百万円
 純資産の額 : 652百万円（2025年3月31日現在）
 総資産の額 : 730百万円（2025年3月31日現在）
 事業の内容 : 土木工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事など

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

| 決算期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 | 2025年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 242 | 388 | 301 |
| 営業利益 | 69 | 66 | 90 |
| 経常利益 | 74 | 67 | 98 |
| 当期純利益 | 52 | 45 | 69 |

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
 人的関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
 取引関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、2025年8月に発表した「M&A安心宣言」に基づき、「売却を前提としない人助け長期伴走型M&A」を推進しており、AIバリューアップ本部によるAI技術活用を通じた中長期目標であるグループEBITDA10億円の実現に向けた取組を積極的に進めております。

今期（2025年9月1日から2026年4月30日まで）におけるM&A第3号案件として、飯山土建の株式取得を決議いたしました。対象会社となる飯山土建は、長野県飯山市を拠点とし、官公庁発注の道路工事や河川災害復旧工事において、高い自社施工比率（約90%）と長年培ってきた地域からの高い信頼を有し、安定した収益基盤と健全な財務体質を確立している優良企業です。

本件M&Aを通じ、当社が2025年10月に子会社化した株式会社グッドマン（以下「グッドマン社」といいます。）が展開するインフラ探索機・測定機器事業と、飯山土建の土木施工事業との間で強力なグループ間シナジーが発現できると判断いたしました。具体的には以下のとおりです。

グループ内シナジーによる飯山土建の作業効率向上と元請け比率の拡大

飯山土建の現場において、グッドマン社の最新機器を標準導入いたします。具体的には、地中に埋設された電力・通信ケーブルや金属配管の位置と深度を高精度で特定する埋設探索機『RD8200G』を活用し、掘削工事におけるインフラ損傷リスクを未然に防ぎます。

また、地表からパルス信号を送り、地中の電力ケーブルや融雪設備（ロードヒーター）などの漏電・断線箇所をピンポイントで特定する漏電事故点探索機『PE2003-G』を用いることで、無駄な掘削を省き修繕工期を大幅に短縮します。

さらに、ケーブルを切断することなく、断線や短絡などの障害位置までの距離を瞬時に測定できるTDRケーブル測長機『TV2003』を活用し、スピーディーな原因究明と保守対応を実現します。これにより現場の作業効

率を飛躍的に高めるとともに、これら最新の非破壊検査技術を内製化することで官公庁案件における技術評価を向上させ、飯山土建が成長戦略に掲げる元請け受注の拡大に大きく寄与します。

インフラ維持管理事業への領域拡大と高付加価値化

グッドマン社の高性能な漏水検査機器や埋設物探索機と、飯山土建の確かな施工能力を融合させることで、従来の「土木・修繕工事」とどまらず、工事前の「インフラ調査」から「予防保全・修繕」までをワンストップで提供する、高付加価値なインフラ維持管理事業へと領域を拡大いたします。

グッドマン社製品の長野県内への販路拡大(ショーケース化)

飯山土建が長年培ってきた長野県内の地方自治体や地元建設業者との強固なネットワークを活用いたします。飯山土建の実際の現場をグッドマン社製品の「実証およびショーケースの場」として機能させることで、自治体や地方ゼネコンに対するグッドマン社製品の新たな販路開拓と導入促進を図り、グループ全体の収益向上を目指します。

これらの観点から、当社が飯山土建を子会社化することは、当社グループの企業価値の持続的な向上に大きく資するものと考えております。なお、本株式取得後、下記「3.株式交換の決定」に記載のとおり、本株式交換を実施することにより、飯山土建を完全子会社化する予定です。

(5) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

| | | |
|------|----------------|----------|
| 取得価格 | 取得対象価額 | 950百万円 |
| | アドバイザー費用等(概算額) | 124百万円 |
| | 合計(概算額) | 1,074百万円 |

(6) 本株式取得の日程

| | |
|---------|----------------|
| 取締役会決議 | 2026年3月27日 |
| 契約締結日 | 2026年3月28日(予定) |
| 株式譲渡実行日 | 2026年4月20日(予定) |

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

上記「1.子会社取得の決定」の「(1)取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」をご参照ください。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 0個

異動後 10,245個(その後、本株式交換により合計11,000個を取得)

当社の所有に係る当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 93%(その後、本株式交換により合計100%を取得)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式取得により、当社は、飯山土建を子会社化いたします。飯山土建の純資産の額は、当社の純資産額の100分の30以上に相当する額以上であるため、飯山土建は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2026年4月20日(予定)

3. 株式交換の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づく報告内容)

(1) 本株式交換の相手会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

上記「1.子会社取得の決定」の「(1)取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」をご参照ください。

(2) 本株式交換の相手会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

上記「1.子会社取得の決定」の「(2)取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益」をご参照ください。

(3) 本株式交換の相手会社の大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2026年3月28日現在)

| 名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株式数の割合(%) |
|-------|----------------------------|
| 佐藤 重樹 | 100.00 |

(4) 本株式交換の相手会社と当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

上記「1. 子会社取得の決定」の「(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係」をご参照ください。

(5) 本株式交換の目的

上記「1. 子会社取得の決定」の「(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的」をご参照ください。

(6) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社は、本株式取得により、飯山土建の発行済株式（普通株式11,000株）のうち、普通株式10,245株を2026年4月20日に取得することで子会社化し、残りの普通株式755株を本株式交換により取得することで、飯山土建を完全子会社化する予定です。また、本株式交換により当社から飯山土建の株主に交付する対価は、当社の普通株式のみとなります。

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、飯山土建を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づき、当社の株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、飯山土建については、会社法第784条第1項の規定に基づき、飯山土建の株主総会による決議による承認を必要としない略式株式交換の手続により、2026年4月21日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | 当社 (株式交換完全親会社) | 飯山土建 (株式交換完全子会社) |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 未定 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 未定 | |

(注1) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に係る割当ての内容は、確定次第お知らせいたします。

(注2) 本株式交換に係る割当比率

本株式交換においては、当社を除く2026年4月21日における飯山土建の株主に対して、その保有する飯山土建の普通株式1株につき、以下の方法により算出される本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得られる数の当社の普通株式を割当交付します。ただし、当社が所有する飯山土建の普通株式については割当交付を行いません。また、本株式交換により交付する株式数は、算定根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両者間で協議及び合意の上、変更することがあります。

本株式交換比率 = $92,715.232 / \text{基準時における当社の普通株式の直近3週間の株価の終値の平均}$ ()

() 「基準時」とは、2026年4月17日午後3時30分時点をいい、「終値」とは、東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値をいいます。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により交付される当社の株式数に1単元（100株）未満の端数が生じた場合には、その端数に代えて、その端数の基準時における当社の普通株式の直近3週間の株価の終値の平均株価を乗じた金額を本株式取得の取得価額に付加いたします。

その他の株式交換契約の内容

2026年3月28日付で当社と飯山土建との間で締結する株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（以下「甲」という。）及び飯山土建株式会社（以下「乙」という。）は、2026年3月28日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号: THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

登記上の本店所在地: 東京都新宿区愛住町22番地

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号: 飯山土建株式会社

登記上の本店所在地: 長野県飯山市大字下木島418番地

第3条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 甲は、本株式交換に際して、2026年4月21日における乙の株主(甲を除く。以下本条において同じ。)に対して、乙株式(合計755株)に代わる金銭等として、以下の算定式により算出される甲の普通株式(以下「本甲株式」という。)を交付する(但し、交付される甲株式数に100株未満の端数が生じた場合には、その端数に代えて、その端数に基準時における甲株式の直近3週間の株価の終値の平均株価を乗じた金額を甲乙間で別途締結する株式譲渡契約に定められた譲渡価額に付加する。)。

交付される甲株式の数 =

7000万円 / 基準時における甲株式の直近3週間の株価の終値の平均

上記において、「基準時」とは、2026年4月17日午後3時30分時点をいい、「終値」とは、東京証券取引所スタンダード市場における甲の普通株式の終値をいう。

- 2 甲は、本株式交換に際して、2026年4月21日における乙の株主に対して、その保有する乙の株式数755株に対し、本甲株式の全部を割り当てる。

第4条(甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条(本効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2026年4月21日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約の承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

第7条(剰余金の配当)

乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第8条(会社の管理等)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。乙は、組織再編、株式譲渡、重要な資産の処分、担保設定、人事権の行使、懲戒、昇給・減給その他財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲に書面で通知の上、その承諾を得た上で行うものとする。

第9条(本契約の変更及び解除等)

- 1 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合、本効力発生日の前日までに本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (3) 第9条の規定に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合
- (5) 2026年6月30日までの間に本株式交換が実行されない場合

第11条(準拠法)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第12条(管轄裁判所)

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条(誠実協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、必要な措置を決定するものとする。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年3月28日

甲 東京都新宿区愛住町22番地
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
代表取締役 亀田 信吾

乙 長野県飯山市大字下木島418番地
飯山土建株式会社
代表取締役 佐藤重樹

(7) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換比率の公平性・妥当性を確保するため、当社及び飯山土建から独立した第三者算定機関として株式会社テトラワークス(以下「テトラワークス」といいます。)を選定し、飯山土建の株式価値の算定を依頼しました。

算定機関から提出を受けた飯山土建の株式価値の算定結果等を踏まえて、上場会社である当社の株式価値は市場株価法にて、非上場会社である飯山土建の株式価値はマルチプル法とDCF法を採用し、飯山土建の財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

なお、テトラワークスは、当社及び飯山土建の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(8) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換において、当社は株式交換完全親会社となり、また、株式交換完全子会社となる飯山土建は非上場会社のため、該当事項はありません。

(9) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : THE WHY HOW DO COMPANY株式会社
本店の所在地 : 東京都新宿区愛住町22番地
代表者の氏名 : 代表取締役社長 亀田 信吾
資本金の額 : 現時点では確定しておりません
純資産の額 : 現時点では確定しておりません。
総資産の額 : 現時点では確定しておりません。
事業の内容 : 会社等事業体の株式または持分を所有することによる事業活動の管理

(10) 本件株式交換の日程

| | |
|-----------|----------------|
| 取締役会決議 | 2026年3月27日 |
| 契約締結日 | 2026年3月28日（予定） |
| 株式交換効力発生日 | 2026年4月21日（予定） |

なお、本株式交換に係る割当比率及び本株式交換により交付する株式数については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上

3. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第21期、提出日2025年11月28日）に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（2025年11月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月27日）までの間において、以下のとおり変化しております。

| 年月日 | 発行済株式総数 | | 資本金 | | 資本準備金 | |
|----------------------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 増減数 （株） | 残高 （株） | 増減額 （千円） | 残高 （千円） | 増減額 （千円） | 残高 （千円） |
| 2025年11月28日～ 2026年3月27日 | | 131,420,693 | 1,062,195 | 1,262,501 | 2,854,842 | 615,064 |

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 （第21期） | 自 2024年9月1日 至 2025年8月31日 | 2025年11月28日 関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|--------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月28日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 俊輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年9月18日開催の取締役会において、株式会社スティルアンの株式取得（子会社化）を決議し、2025年9月30日付けで同社の全株式取得手を完了し完全子会社化した。
 - 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年10月22日開催の取締役会において、株式会社グッドマンの株式取得（子会社化）を決議し、2025年10月31日付けで同社の全株式取得手を完了し完全子会社化した。
 - 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年10月28日開催の取締役会において、2025年11月27日開催の第21回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決された。
 - 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月27日開催の取締役会において、株式会社ドリームプラネットの株式の追加取得を決議し、2025年11月28日付けで同社の株式取得手を完了し完全子会社化した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (17)重要事象等について」に記載のとおり、会社は、2009年8月期以降、2018年8月期を除き営業損失を計上する状況が続いている。当連結会計年度においても営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>しかしながら、経営者は、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,246,966千円であり、将来の事業計画に基づく資金計画では、少なくとも2025年9月1日から1年間は資金の確保に支障が生じないと見込んでおり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、連結財務諸表への注記は記載していない。</p> <p>継続企業の前提に関する経営者の評価は、経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することに関する当監査法人の重要な検討対象である。特に、会社が継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを判断するために利用している資金計画は、経営者の主観的な判断や、将来の予測に基づき作成されるため、その計画通りに進捗しないリスクが存在する。そのため、継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性を監査上の主要な検討事項とした。</p> | <p>当監査法人は、継続企業の評価に関連する経営者の対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続企業の前提の評価に関連する対応策について、経営者への質問を行った。 ・資金計画の前提となる基礎データの信頼性を検討するため、取締役会で承認された事業計画との整合性を確認し、当該事業計画及び資金計画の実行可能性、並びにこれらの仮定の合理性について経営者へ質問等を実施した。 ・過去の事業計画及び資金計画と実績の乖離状況を把握して、会社が作成した事業計画及び資金計画の精度・信頼性を評価した。 ・会社が作成した事業計画及び資金計画に、会社の見積以上の負荷を加えた検討を行うストレステストを行った。 ・経営者が継続企業の前提に関する評価を行った日の後に入手可能となった追加的な事実又は情報が無いか検討を行った。 |

| 固定資産に関する減損損失計上の要否判定の妥当性の検討 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産に有形固定資産75,240千円及び無形固定資産134,784千円が計上されており、これらの合計金額（以下「固定資産」という。）の総資産に占める割合は8.5%程度である。このうち、減損損失計上の要否判定に係る事項は、事業計画との乖離が生じる等の収益性が低下している固定資産に関連する。また、当連結会計年度において減損損失47,473千円が計上されている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。減損の兆候には、継続的な営業赤字、市場価格の著しい下落、経営環境の著しい悪化及び用途変更が含まれる。</p> <p>減損の認識の判定に用いる資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、我が国における経済状況の変動、金利の変動、自然災害等により大きく影響を受ける。このため、見積りの不確実性が高く、経営者による主観的な判断の程度が大きい。</p> <p>以上より、当監査法人は事業の用に供している固定資産に関する減損損失計上の要否判定の妥当性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項とした。</p> | <p>当監査法人は、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の事業用資産に対する減損損失計上の要否判定の妥当性及び減損損失計上額の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 固定資産に関する減損損失計上の要否判定及び減損損失計上額の測定に係る重要な虚偽表示リスクに対応するための内部統制を理解し、その整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)減損の兆候の有無に係る判断の妥当性の評価 ・継続的な営業赤字の判断の基礎となる個々の固定資産の損益実績について、推移分析及び関連する資料との突合による検討を踏まえ、その正確性を検討した。 ・経営環境の著しい悪化や用途変更等の状況の有無について、個々の固定資産について事業計画の進捗状況及び蓋然性に関連する資料の閲覧を実施したほか、事業計画の達成可能性に影響するリスク要因を経営者に質問した。</p> <p>(3)減損の認識の判定及び測定 ・将来キャッシュ・フローについて、経営者によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、主に以下の手続を実施した。 (ア)割引前将来キャッシュ・フローの算定方法について、会計基準の要求事項等を踏まえ、その適切性を評価した。 (イ)割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、今後の経済情勢を考慮したうえで、将来キャッシュ・フローの見積りとキャッシュ・フローの実績との比較により見積りの合理性を評価した。 ・事業計画を基礎とした収益性を見積りについて保守的に算定した割引前将来キャッシュ・フローの総額が、固定資産の帳簿価額を上回るか否かを検証した。 ・減損損失を認識すべきであると判定された際には、回収可能価額まで減損損失が計上されていることを検証した。</p> |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月28日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員指定社員 公認会計士 酒井 俊輔
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているTHE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、THE WHY HOW DO COMPANY株式会社の2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年9月18日開催の取締役会において、株式会社ステイルアの株式取得（子会社化）を決議し、2025年9月30日付けで同社の全株式取得手続を完了し完全子会社化した。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年10月22日開催の取締役会において、株式会社グッドマンの株式取得（子会社化）を決議し、2025年10月31日付けで同社の全株式取得手続を完了し完全子会社化した。
 3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年10月28日開催の取締役会において、2025年11月27日開催の第21回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決された。
 4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月27日開催の取締役会において、株式会社ドリームプラネットの株式の追加取得を決議し、2025年11月28日付けで同社の株式取得手続を完了し完全子会社化した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

| 関係会社株式の評価 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、7社の連結子会社を有する様に複数の事業分野に事業投資を行っており、貸借対照表において子会社に対する投資は関係会社株式として移動平均法による原価法にて貸借対照表に計上されている。</p> <p>当事業年度末において貸借対照表に関係会社株式105,250千円が計上されている。</p> <p>会社は関係会社株式を含む有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない関係会社株式は、取得原価と発行会社の純資産を基礎として算定した実質価額とを比較し、実質価額が取得原価と比べて50%以上低下した場合は、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施するという方針としている。この方針のもと、会社は実質価額の状態を確認するとともに、経営者により承認された事業計画の実行可能性や合理性について過去の実績との乖離程度を含めて回復可能性を検討することにより減損処理の要否を検討している。</p> <p>以上から、当監査法人は、実質価額の算定及び実行可能で合理的な事業計画にもとづく回復可能性の検討は、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けることから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、市場価格のない関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の減損に関する会計方針を閲覧し、会社の実質価額の算定プロセスや回復可能性の検討プロセスを理解した。 ・会社が、実質価額が著しく低い状態にある株式を適切に特定していることの検証を行うため、実質価額が関係会社より入手される純資産持分額と帳簿価額との比較を行った。 ・実質価額が著しく低い状態であったとしても、会社が回復可能性があると判断している関係会社株式の回復可能性の検討に関しては、この算定及び検討に用いる将来事業計画と経営者により承認された事業計画との整合性の確認、利用可能な外部データとの整合性の確認、事業計画と実績との乖離程度や乖離要因分析を実施することにより、事業計画が実行可能で合理的なものかどうか評価を行った。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。